



## 日立電線がめざす環境経営

日立電線はこれまで優れた技術・製品の開発を通じて社会に貢献することを基本理念としてきました。それはまた環境保護の側面からみた場合、工場での生産活動による環境負荷やお客様に提供する製品・サービスから発生する環境負荷など事業活動から発生する環境負荷を低減する努力を続けること、また電線に使用しているプラスチック類など原材料のリサイクル技術を活用して循環型社会形成に貢献することや環境保護ボランティア活動に参画して社会貢献をすること、そして常に適切な管理と経営層への報告・定期的な情報開示を行うことであり、環境との調和を経営の最優先課題の一つとして取組むことが環境経営であると日立電線は考えています。

日立電線は、企業活動の基本理念となる「企業行動基準」を制定し、あらゆる企業活動における判断基準として位置付け、企業の社会的責任を果す行動をしてきました。その理念をもとに、社員一人ひとりが具体的な行動に移す「私たちの行動指針」を制定、さらに環境保全に積極的に貢献し行動することを定めた「環境保全行動指針」を制定し、環境保全に貢献することを実行しています。

## 日立電線企業行動基準

### 基本理念

日立電線は“和”“誠”“開拓者精神”という日立創業の精神を受け継ぎ、これらをさらに高揚させ、優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献することを基本理念とする。

併せて、当社は、企業が社会の一員であることを深く認識し、公正かつ透明な企業行動に徹するとともに、環境との調和、積極的な社会貢献活動を通じ、良識ある市民として真に豊かな社会の実現に尽力する。

### 企業行動基準の制定

日立電線グループでは企業基本理念・8項からなる企業行動指針・行動基準実施要領で構成された「企業行動基準」を策定し事業活動を行ってきました。

## 私たちの行動指針

### 私たちの使命

日立電線は  
人と地球の未来をひらく製品・技術・サービスを創造し、  
情報とエネルギーの世界で  
豊かなネットワーク社会づくりに挑戦していきます。

### 私たちの目指すもの

キラリと光る“**e**”企業へ…。(注)

私たちは  
高い経営品質で、「お客様に**満足**いただける会社」  
いつも心のこもった行動で、「社会から**信頼**される会社」  
みんなが活き活きと働き、「新しい価値を**創造**する会社」  
を目指します。

### 私たちの行動指針

お客様に満足していただくことを最優先に行動します。  
新鮮で柔軟な発想を常に心がけ、スピーディーに行動します。  
自己啓発に努め、社会の発展に役立つよう積極的に行動します。  
社会の一員であることを深く認識し、公正かつ透明な行動をとりまします。  
地球環境を大切に、地域社会及び職場の安全の確保に万全を期します。  
「世界の日立電線」を目指し、独創的な技術開発に努め、  
グローバルなビジネスチャンスに挑戦します。  
お客様、株主、社員を初め全てのステークホルダーの期待に応えるよう、  
永続的で質の高い成長を目指します。

### 日立電線グループ

社員一人ひとりの使命  
日立電線は2000年12月に、お客様に満足して戴ける企業をめざして従業員一人ひとりが責任をもって行動をする判断基準として行動指針を制定しました。

(注):「“e”企業」とは…これは、地球環境( environment )に配慮しながら、energyやelectronics等の技術で社会インフラ、情報インフラの発展に貢献する、excellent company を目指す当社の姿勢を象徴的に表現したものです。

日立電線グループ

環境保全行動指針

事業活動を行う上で地球環境保護が重要であるとの認識から1993年に「環境保護行動指針」を策定し環境保護活動を推進してきました。

2005年4月に、ステークホルダーとの相互理解と協力関係強化を盛り込んだ「環境保全行動指針」をあらたに策定、この指針に基づいた環境行動計画によって、社会に貢献し企業の責任を果たす環境保全活動を推進することになりました。

環境保全行動指針

本指針は、「日立電線企業行動基準」(1992.2.24 改訂)を基本理念とし、日立電線グループの事業活動に関わる環境保全への取り組みに対する日立電線グループの行動の指針を示すものである。

スローガン

製品・サービスを通じて環境と調和した持続可能な社会を実現するために、当社グループは製品の全ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したグローバルなモノづくりを推進し、環境保全に努めることにより社会的責任を果たす。

行動指針

- 1.地球環境保全は人類共通の重要課題であり、環境と調和した持続可能な社会の実現を経営の最優先課題の一つとして取り組み、社会的責任を果たす。
- 2.地球環境保全及び資源有限性への配慮に関するニーズを的確に把握し、これに対応する高度で信頼性の高い技術及び製品を開発することにより社会に貢献するよう努める。
- 3.環境保全を担当する役員は、環境保全活動を適切に推進する責任を負う。環境保全を担当する部署は、環境関連規定の整備、環境負荷削減目標の設定などにより環境保全活動の推進・徹底を図るとともに、環境保全活動が適切に行われていることを確認し、その維持向上に努める。
- 4.製品の研究開発・設計の段階から生産、流通、販売、使用、廃棄などの各段階における環境負荷の低減を目指したグローバルなモノづくりを推進する。
- 5.モノづくりによって生じる環境への影響を調査・検討し、環境負荷を低減するために省エネルギー、省資源、化学物質管理、リサイクル等、環境保全性に優れた技術、資材の導入を図る。
- 6.国際的環境規制並びに国、地方自治体などの環境規制を遵守するとともに、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努める。
- 7.グローバルなモノづくりに際しては、当該地域の環境に与える影響に配慮し、地域社会の要請に応えられる対策を実施するよう努める。
- 8.従業員の環境に関する法律遵守、環境への意識向上、広く社会に目を向け、幅広い観点からの環境保全活動について教育する。
- 9.環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努める。万一、環境問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するよう適切な措置を講ずる。
- 10.環境保全活動についてステークホルダーへの情報開示と積極的なコミュニケーションに努め、相互理解と協力関係の強化に努める。

2005年4月制定